

各評価機関および各福祉施設・事業所の代表者の皆様へ

アンケート調査票Bへのご協力のお願い

令和2年10月6日

一般社団法人全国福祉サービス第三者評価調査者連絡会

アンケート調査票Bは評価機関および福祉施設・事業所の皆様だけにご協力をお願いするものです。

私たちは福祉サービス第三者評価事業（以下、「第三者評価事業」という）のあり方を検討するうえで「評価基準のあり方」は最も重要な検討課題の一つと考えています。中でも「内容評価基準」は具体的なサービス内容を評価するためのもので、第三者評価事業の目的である福祉施設・事業所における「サービスの質の向上」と、利用者における「サービスの選択に資する」という意味で特に重要と考えられます。

そこで、今回の調査研究事業では、内容評価基準がどの程度に役立つと考えられるか、を皆様に伺うことにしました。これによって、より良い内容評価基準のあり方に向けての課題や見直しの方向性などを検討してまいりますので、大変お手数をおかけしますが、重ねて本調査へのご協力をお願いします。

【アンケート調査票B】

1 目的

内容評価基準の各々の評価細目が「サービスの質の向上」と「利用者の選択に資する」との両側面においてどの程度に役立つと考えられるか、について評価機関と受審経験のある福祉施設・事業所の意見を把握しようとするもの

2 回答していただきたいサービス分野

◇ 評価機関

①高齢福祉サービス、②保育サービス、③障害福祉サービス、の全て

◇ 福祉施設・事業所

提供しているサービス分野についてのみ

4 調査票の送付方法【回答期限：2020年11月13日】

調査票Aとともに、以下のいずれかの方法でお送りください。

- (1) 同封の返信用封筒で当連絡会に郵送
- (2) Word版の調査票を当連絡会にメール送信（当連絡会のホームページ参照）

アンケート調査票 B 【回答期限：2020年11月13日】

評価機関用・受審事業所用

●現行の評価項目（内容評価細目）についてお聞きします

問1：内容評価基準（評価細目）が、第三者評価の目的である「サービスの質の改善」と「利用者の選択に資する」という面でどの程度に役立つと思われますか。当てはまる箇所には○をつけてください（高齢・保育・障害の分野ごと）

①高齢福祉サービス

No.	内容評価基準の評価細目	サービスの質の改善			利用者の選択に資する		
		大いに役立つ	まあまあ役立つ	あまり役立たない	大いに役立つ	まあまあ役立つ	あまり役立たない
A1	利用者一人ひとりに応じた一日の過ごし方ができるよう工夫している。（★特養・通所のみ）						
A2	利用者の心身の状況に合わせて自立した生活が営めるよう支援している。（★訪問のみ）						
A3	利用者の心身の状況に応じた生活支援（生活相談等）を行っている。（★養護・軽費のみ）						
A4	利用者一人ひとりに応じたコミュニケーションを行っている。						
A5	利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。						
A6	福祉施設・事業所の環境について、利用者の快適性に配慮している。（★特養・通所・養護・軽費のみ）						
A7	入浴支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。						
A8	排せつの支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。						
A9	移動支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。						
A10	食事をおいしく食べられるよう工夫している。						
A11	食事の提供、支援を利用者の心身の状況に合わせて行っている。						
A12	利用者の状況に応じた口腔ケアを行っている。						
A13	褥瘡の発生予防・ケアを行っている。						
A14	介護職員等による喀痰吸引・経管栄養を実施するための体制を確立し、取組を行っている						
A15	利用者の心身の状況に合わせ機能訓練や介護予防活動を行っている。						
A16	認知症の状態に配慮したケアを行っている。						
A17	利用者の体調変化時に、迅速に対応するための手順を確立し、取組を行っている。						
A18	利用者が終末期を迎えた場合の対応の手順を確立し、取組を行っている。（★特養・訪問・養護・軽費のみ）						
A19	利用者の家族等との連携と支援を適切に行っている。						
A20	安定的で継続的なサービス提供体制を整え、取組を行っている。（★訪問のみ）						

→問2へ(p4)

②保育サービス

No.	内容評価基準項目	サービスの質の改善			利用者の選択に資する		
		大いに役立つ	まあまあ役立つ	あまり役立たない	大いに役立つ	まあまあ役立つ	あまり役立たない
A1	保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて保育課程を編成している。						
A2	生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。						
A3	一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。						
A4	子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。						
A5	子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している						
A6	乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。						
A7	3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。						
A8	3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。						
A9	障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。						
A10	長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。						
A11	小学校との連携、就学を見通した計画に基づく保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。						
A12	子どもの健康管理を適切に行っている。						
A13	健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。						
A14	アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。						
A15	食事を楽しむことができるよう工夫をしている。						
A16	子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。						
A17	子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。						
A18	保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている						
A19	家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。						
A20	保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。						

→問2へ(p4)

③障害福祉サービス

No.	内容評価基準項目	サービスの質の改善			利用者の選択に資する		
		大いに役立つ	まあまあ役立つ	あまり役立たない	大いに役立つ	まあまあ役立つ	あまり役立たない
A1	利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組を行っている。						
A2	利用者の権利侵害の防止等に関する取組が徹底されている。						
A3	利用者の自律・自立生活のための支援を行っている。						
A4	利用者の心身状況に応じたコミュニケーション手段の確保と必要な支援を行っている						
A5	利用者の意思を尊重する支援としての相談等を適切に行っている。						
A6	個別支援計画にもとづく日中活動と利用支援等を行っている。						
A7	利用者の障害の状況に応じた適切な支援を行っている。						
A8	個別支援計画にもとづく日常的な生活支援を行っている。						
A9	利用者の快適性と安心・安全に配慮した生活環境が確保されている。						
A10	利用者の心身の状況に応じた機能訓練・生活訓練を行っている。						
A11	利用者の健康状態の把握と体調変化時の迅速な対応等を適切に行っている。						
A12	医療的な支援が適切な手順と安全管理体制のもとに提供されている。						
A13	利用者の希望と意向を尊重した社会参加や学習のための支援を行っている。						
A14	利用者の希望と意向を尊重した地域生活への移行や地域生活のための支援を行っている。						
A15	利用者の家族等との連携・交流と家族支援を行っている。						
A16	子どもの障害の状況や発達過程等に応じた発達支援を行っている。						
A17	利用者の働く力や可能性を尊重した就労支援を行っている。						
A18	利用者に応じて適切な仕事内容等となるように取組と配慮を行っている。						
A19	職場開拓と就職活動の支援、定着支援等の取組や工夫を行っている。						

問2：その他、「サービスの質の改善」と「利用者の選択に資する（利用者の知りたい情報）」という側面から、現行の評価項目にはない新たな評価項目がありましたら余白にご記入ください。